

【参考 4】

**練馬区公共施設等総合管理計画
〔実施計画〕**

令和 4 年度（2022 年度）・5 年度（2023 年度）

〈素案〉

（抜粋）

令和 3 年（2021 年）12 月

練 馬 区

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方

令和3年度の予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、緊急対策として見直した事業も含めて、以下の考え方に基づき、令和4年度・5年度に取り組む事業を整理しました。

1 計画どおり進める事業

- (1) 既に工事等に着手している事業
- (2) 他の事業者（都、民間事業者）のスケジュールにあわせる必要がある事業
 - 石神井公園駅の再開発事業にあわせた石神井庁舎の機能の一部移転 など

2 優先して取り組む事業

- (1) 安全性の向上の観点から、早期に取り組む必要がある事業
 - 文化センター（特定天井）の改修 など
- (2) 財政負担の平準化の観点から、着実かつ計画的に進める必要がある事業
 - 学校施設の改築 など
- (3) 他の施策との関連で、着実に進める必要がある事業
 - サンライフ練馬を活用した中村橋区民センターの改修
 - 地域包括支援センターの移転・増設
 - 光が丘第七小学校跡施設を活用した障害者施設の改修
 - 学童クラブの校内化 など

3 上記以外の事業

上記1、2を優先したうえで、類似機能や近隣施設での同時休館回避、区全体の財政状況や改修・改築等にかかる財政負担の平準化の観点から時期を調整しながら計画化

② 学童クラブ

上石神井北小学校は、敷地内の保育園跡施設を改修して学童クラブを設置するとともに、改築にあわせて校舎内に設置します。

南町小学校、練馬第三小学校、南田中小学校、大泉第四小学校、光が丘四季の香小学校は、校舎内に設置します。

関町北小学校および旭丘小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。学童クラブを小学校内に設置する際には早期に「ねりっこクラブ」への移行を進めます。

その他学童クラブ3施設の校内化に着手します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【上石神井北小学校内学童クラブ】 (保育園跡施設) 開設 (学校改築) 工事	設計 工事	工事 工事	開設 工事
【南町小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【練馬第三小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【関町北小学校内学童クラブ】 開設	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	開設
【南田中小学校内学童クラブ】 工事	—	設計	工事(完了)

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉第四小学校内学童クラブ】工事	—	設計	工事（完了）
【光が丘四季の香小学校内学童クラブ】工事	—	設計	工事（完了）
【旭丘小学校内学童クラブ】工事	設計 (学校改築)	設計 (学校改築)	工事 (学校改築)
その他令和5年度に工事に着手する施設	—	—	設計3校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター分室を新設します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
地域子ども家庭支援センター分室の新設 ^{※1}	—	工事	工事

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

④ 児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。<リーディングプロジェクト2>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 [再掲]	実施設計	実施設計	工事

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。春日町青少年館は、周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【春日町青少年館】 機能の見直し、改修・改築の方向性の決定 [再掲]	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や、隨時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※1に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。

区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※2に取り組みます。

※2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。

必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

② 学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、59クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和5年度までに9クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校37校で業務委託により運営しています。令和5年度までに15校で開始します。ねりっこクラブを拡大します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【学童クラブ】 業務委託の拡大	59クラブ業務委託 (直営30クラブ)	5クラブ	4クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	37校で実施	8校	7校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
機能および施設配置の考え方の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課